

家畜衛生だより

平成24年11月 第11号
東部家畜防疫獣医師会
東部家畜防疫運営協議会
(社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/kaho/toubu/index.html>

○中国で口蹄疫が発生しました!!

発生日 : 2012年11月19日
発生地 : 遼寧省大連市普湾新区
血清型 : O型
飼育頭数: 豚 43頭、症例数: 豚 43頭、死亡数: 豚 43頭
現地対応: 淘汰、隔離、移動制限
ワクチン接種(羊/山羊: 8060頭、牛: 6141頭、豚: 305頭)

※前回の中国での発生報告
は本年の9月

【中国地図】



☆発生予防のため、 今一度衛生管理の徹底を!!

☆農場内へのウイルスの侵入防止

- ・必要のない者の衛生管理区域への立入制限
(出入口付近に部外者立入禁止の看板を設置)
- ・衛生管理区域出入口付近に消毒設備(石灰帯等)を設置
- ・衛生管理区域へ出入りする車両、人の消毒の徹底
- ・衛生管理区域へ出入りする際は専用の作業衣・長靴を使用
- ・消石灰等による畜舎出入口や周辺の消毒
(消毒薬はこまめに交換しましょう)

☆健康観察を行い、異常があれば家畜保健衛生所にすぐ連絡

東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101
FAX 0475-52-3335

※休日、夜間は転送されますので
必ず5回以上のコールをお願いします。

口蹄疫の特定症状を発見した場合、速やかに家畜保健衛生所へ連絡をしてください。

家畜伝染病予防法第13条の2によって、特定症状を示す家畜を発見した場合、獣医師または家畜の所有者は、速やかに(家畜保健衛生所に)届出をしなければならないとされています。



口蹄疫の特定症状とは



家畜の種類：牛・水牛・鹿・めん用・山羊・豚・いのしし

次の1～3のいずれかの症状を示していること。

- 1 次のすべてに該当する家畜がいる場合。(鹿の場合は①と③に該当する場合。)
 - ①39.0℃以上の発熱がある。
 - ②泡沫性流涎(泡状のよだれ)、跛行(足をひきずっている)、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止がある。
 - ③口腔内等(口の中、唇、鼻、蹄、乳頭、乳房)に水疱等(水疱、びらん、潰瘍、瘢痕)がある。
- 2 同一の畜房内に口腔内等に水疱等がある家畜が複数いる場合。
- 3 同一の畜房内で、複数頭の哺乳畜(離乳前の家畜)が過去2日以内に死亡した場合。(口蹄疫以外が原因であることが明らかな場合をのぞく。)



特定症状の例



泡沫性流涎(泡状のよだれ)



舌のびらん



乳頭の水疱

おかしいなと思ったら、**すぐに家畜保健衛生所へ連絡してください。**
TEL. 0475-52-4101 (夜間・休日もつながります。)

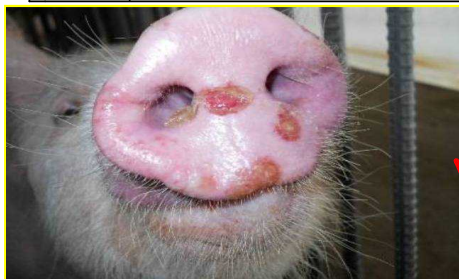
早期発見・通報はまん延防止につながります。
皆様の御協力をお願いいたします。



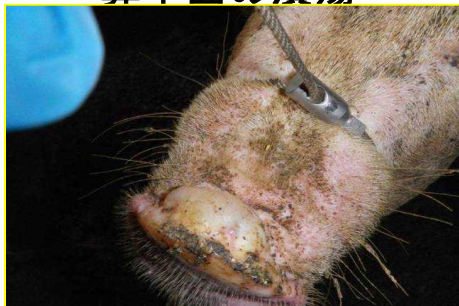
口蹄疫の特定症状を発見した場合、速やかに家畜保健衛生所へ連絡をしてください。

次に掲げる 1～3 のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜の所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

| | 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし |
|----|---|
| 症状 | 1－① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、 1－② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、 1－③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は痂痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合 ※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合。 |
| | 2 同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合 ※単飼：1頭ごとに飼養することをいい、スタンションを用いたつなぎ飼いを含む。 |
| | 3 同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合） ※ 上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。 |



鼻平面の潰瘍

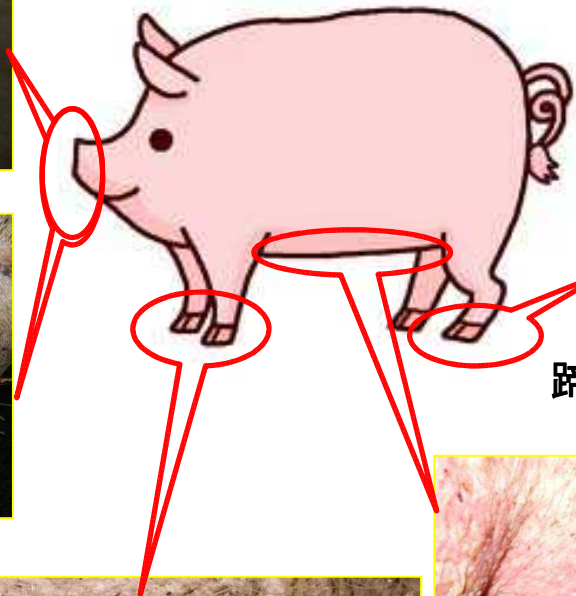


鼻端の水疱



蹄の剥離

豚の病変確認部位



蹄冠部皮膚のびらん



乳房、乳頭の水疱、びらん、痂皮